

他人の飼い犬にかまれて、ケガをした場合でも、国民健康保険を使って治療を受けることができます。ただし、その場合には『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。

※届出書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故の状況を電話などでお知らせいただき、後日できるだけ早く届出書を提出してください。

【第三者行為とは】

第三者行為として、最も代表的な事例が交通事故になります。その他では、他人の家の犬にかまれた場合や、傷害事件にあった場合などが考えられます。

【医療費は加害者（犬の飼い主）が負担します】

第三者（加害者）の行為により病院にかかった場合は、原則として第三者（加害者）がその医療費を負担することになります。飼い犬にかまれた場合は、その犬の飼い主が第三者（加害者）となります。

【国民健康保険を使った場合】

『第三者行為による傷病届』を提出し、国民健康保険を使った場合には、本来加害者が負担すべき医療費を、矢吹町国民健康保険が立て替えることとなります。かかった医療費のうち、加害者が負担すべき分は、矢吹町が後から加害者に請求します。

【示談をする前に】

国保への届出の前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を結んでしまうと、国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。この場合、国民健康保険からの給付を停止し、返納していただくこともありますので、示談は慎重にしてください。

【加害者が不明のとき】

加害者が不明のときも、届出が必要です。